

令和2年・令和3年度 事業実施状況について

青森県肝炎総合対策の目標①

目標（平成30年から令和5年の6年間）

I	ウイルス性肝炎からの肝硬変又は肝がんへの移行者を減らす
II	フォローアップ体制整備済市町村割合100%
III	肝炎医療コーディネーター設置医療機関 (拠点病院及び専門医療機関)割合100%

【目標 I について】

指標	出典	策定時	2年目	3年目	4年目	5年目	進捗
(人口10万対 男女計) ウイルス性肝炎死亡率	人口動態統計	3.1 H28年	3.5 H29年	3.2 H30年	2.2 R元年	- (現時点で 確定版が公 表されてい ない) R2年	改善
肝硬変死亡率	人口動態統計	8 H28年	7.5 H29年	7.6 H30年	8.1 R元年	同上 R2年	変化なし
肝がん 粗死亡率	人口動態統計	28 H28年	25.6 H29年	25.3 H30年	27 R元年	同上 R2年	改善
肝がん 75歳未満年齢調整死亡率	国立がん研究センター 「がん登録・統計」	6.9 H28年	5.8 H29年	5.2 H30年	5.6 R元年	4.8 R2年	改善
肝がん 75歳未満年齢調整罹患率	(策定時) 全国がん罹患モニタリング集計 (現状値) 全国がん登録 罹患数・率報告	16 H25年	15.6 H26年 (15.6) (H27年)	13.5 H28年	13.7 H29年	13.1 H30年	改善

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス感染に起因する 青森県肝炎総合対策の目標②

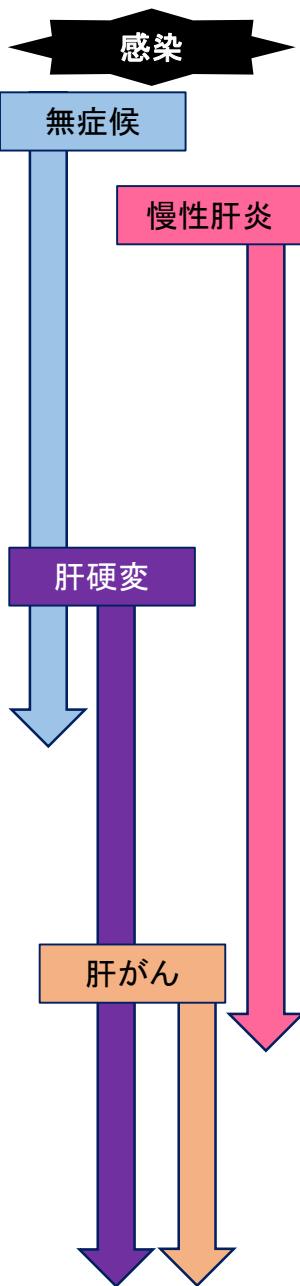
【目標Ⅱ、Ⅲについて】

目標	指標	出典	策定時		現状値		進捗
Ⅱ フォローアップ体制整備済市町村割合100%	—	がん・生活習慣病対策課調べ (策定時) フォローアップの実施の有無 (現状値) フォローアップの同意書や調査票の様式作成の有無	67.5% (27/40)	H29年度	(策定時の考え方による計算) 82.5% (33/40) (現状値※) 72.5% (29/40)	R2年度	改善
Ⅲ 肝炎医療コーディネーター設置医療機関(拠点病院及び専門医療機関)割合100%	—	がん・生活習慣病対策課調べ	—	H29年度	100%	R2年度	目標達成

【※フォローアップの整備済市町村の考え方の変更点について】

計画策定時は、対象者をリスト化し、継続的に受診勧奨等ができれば、フォローアップ体制が整備としたが、国からは「フォローアップ同意書」や受診状況を確認する「調査票」等の様式を定めていることが求められているため、計算方法の変更を行った。

青森県の肝炎対策の概要



◆肝炎ウイルス検査(委託医療機関や保健所で実施、原則無料)		国庫補助メニュー
市町村	肝炎ウイルス検診、受診勧奨	健康増進事業
保健所設置市・青森県	肝炎ウイルス検査、職域検査の啓発と検査への勧奨	重症化予防推進事業
青森県	職域肝炎ウイルス検査費助成	(県単独事業)
◆重症化予防対策		国庫補助メニュー
市町村・保健所設置市 青森県	陽性者・経過観察者へのフォローアップ(初回精密検査や定期検査の勧奨等) (フォローアップ体制整備済市町村(様式作成等) →40市町村中29市町村 .:72.5%)	○市町村:健康増進事業 ○保健所設置市、都道府県: 重症化予防推進事業
青森県	○検査結果が陽性的場合 初回精密検査費用の助成(フォローアップ同意者で陽性判明から1年以内の受診対象。令和2年度に要綱改正し妊婦健診、術前検査での陽性者も対象に追加)※所得制限なし ○経過観察を要する場合(治療終了後を含む) 定期検査費用の助成(フォローアップ同意者で医療費助成を受けていない者が対象。年2回、所得に応じて、無料or2,000円or3,000円/回。)	重症化予防推進事業
◆医療費助成		国庫補助メニュー
青森県	IFNフリー治療(C型肝炎)、核酸アナログ製剤治療(B型肝炎)、IFN治療(C型肝炎・B型肝炎)に係る医療費助成(所得に応じ、自己負担限度額10,000円or20,000円/月)	肝炎治療特別促進事業
◆入院・通院医療費の助成		国庫補助メニュー
青森県	B型肝炎orC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変に対して行われる入院・分子標的薬を用いた化学療法のための通院の医療費に係る助成(年収370万円以下で過去1年で高額療養費3月目以降の者が対象。自己負担限度額10,000円/月)。令和3年度に要綱改正し、通院が追加となった。	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

令和2年度・令和3年度の県の肝炎対策事業 ①

区分	項目	取組内容	R2実績	R3実績
普及啓発	県民公開講座	ウイルス性肝炎の正しい知識、最新の治療方法を県民に情報提供	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止
	県の広報媒体	テレビ (肝炎ウイルス検査受検勧奨)	RAB「みんなの県庁」 R2. 7. 25 (土) 16:55~17:00 『知っていますか？肝炎ウイルス検査』	RAB「みんなの県庁」 R2. 7. 25 (土) 16:55~17:00 『知っていますか？肝炎ウイルス検査』
		ラジオ (肝炎ウイルス検査受検勧奨)	RAB「県広報タイム」 月~木 7:30~7:35 R2. 8月第1週放送 『肝炎ウイルス検査の早期受診』	
			FM青森「あおもり・ふあん」 R2. 7. 23 (木・祝) R2. 8. 4 (火) 16:55~17:00 『肝炎ウイルス検査の早期受診』	FM青森「あおもり・ふあん」 R3. 7. 19 (火) 16:55~17:00 『肝炎ウイルス検査の早期受診』
		県庁ホームページ (検査、各種医療費助成制度周知)	随時更新	随時更新
	資材作成	肝炎ウイルス検査カード	3,780枚を6医療機関、3市町村に配布	9,900枚を14医療機関、5市町村に配布
肝炎手帳		イベント等の中止	イベント等の中止	

令和2年度・令和3年度の県の肝炎対策事業 ②

区分	項目	取組内容	R2実績	R3実績
関係機関との連絡会	(医療機関) 拠点病院連絡協議会	拠点病院・専門医療機関を参集し、肝疾患診療体制等について協議	<ul style="list-style-type: none"> ■日時：R2.12.1 ■会場：書面開催 ■議題 ①令和元年度・令和2年度事業実施状況について ②肝炎治療に係るアンケート調査の結果について 	<ul style="list-style-type: none"> ■日時：R4.2.7 ■会場：オンライン開催 ■議題 ①令和2年度・令和3年度事業実施状況について ②肝炎ウイルス検査に係るアンケート調査の結果について
	(市町村) 研修会	市町村担当者等に対し、肝炎の基礎知識、県の事業紹介等を行い、肝炎対策を強化（H29年度からは医療機関まで参集範囲を拡大。H30年度から肝炎医療コーディネーター養成研修を兼ねている。）	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止	肝炎医療コーディネーター研修会として動画配信による開催を検討中（令和4年3月に期間を限定して配信）
肝炎対策の推進	肝炎対策協議会	青森県における肝炎対策の総合的な推進に関する事項を協議	<ul style="list-style-type: none"> ■日時：R2.12.1 ■会場：書面開催 ■議題 ①令和元年度・令和2年度事業実施状況について ②肝炎治療に係るアンケート調査の結果について 	<ul style="list-style-type: none"> ■日時：R4.2.7 ■会場：オンライン開催 ■議題 ①令和2年度・令和3年度事業実施状況について ②肝炎ウイルス検査に係るアンケート調査の結果について

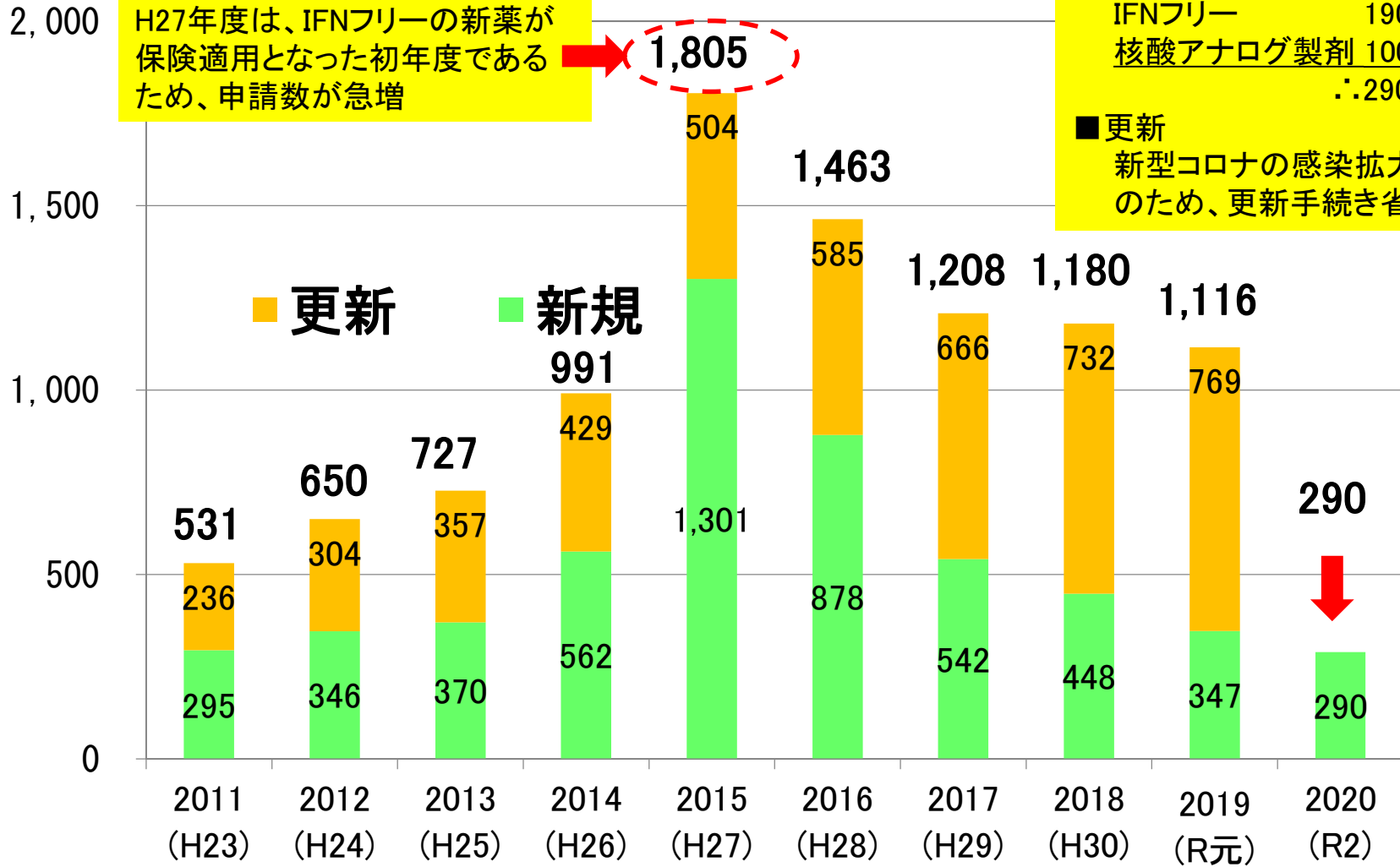
令和2年度・令和3年度の県の肝炎対策事業 ③

区分	項目		取組内容	R2実績	R3実績
早期発見・早期治療・重症化予防	経過観察	肝炎ウイルス検査	指定医療機関及び保健所における無料検査	■医療機関 534件 ■保健所 12件	(4~12月) ■医療機関 421件 ■保健所 10件
		職域肝炎ウイルス検査	協会けんぽが実施する肝炎ウイルス検査の受検者自己負担分を助成	1,467件	(4~11月) 1,189件
	陽性者フォローアップ		肝炎ウイルス検査陽性者に対し、医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨	■県のフォローアップ対象者 33名 ■フォローアップ実施体制整備済市町村：77.5% (31/40)	(4~12月) ■県のフォローアップ対象者 33名 ■フォローアップ実施体制整備済市町村：実施している市町村は82.5% (33/40) そのうちフォローアップの同意書や調査票の様式作成をしている市町村：72.5% (29/40)
	治療	初回精密検査費用助成	フォローアップ同意者で陽性判明から1年以内に初回の精密検査を受診した者が対象	25件	(4~12月) 20件
		肝炎治療医療費助成	IFNフリー治療、核酸アナログ製剤治療、IFN治療に係る医療費助成	(受給者証交付数) ■IFNフリー 190件 ■核酸アナログ製剤 新規 100件 (更新手続は省略) 計 290件	(受給者証交付数 4~12月) ■IFNフリー 99件 ■核酸アナログ製剤 新規 56件 更新 839件 計 994件
		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	肝がん・重度肝硬変に係る医療費助成(件数は参加者証 認定数)	1件	(4月~12月) 9件
	経過観察	定期検査費用助成	フォローアップ同意者で肝炎治療医療費助成を受けていない者が対象	15件	(4~12月) 8件

令和2年度・令和3年度の県の肝炎対策事業 ③の参考1

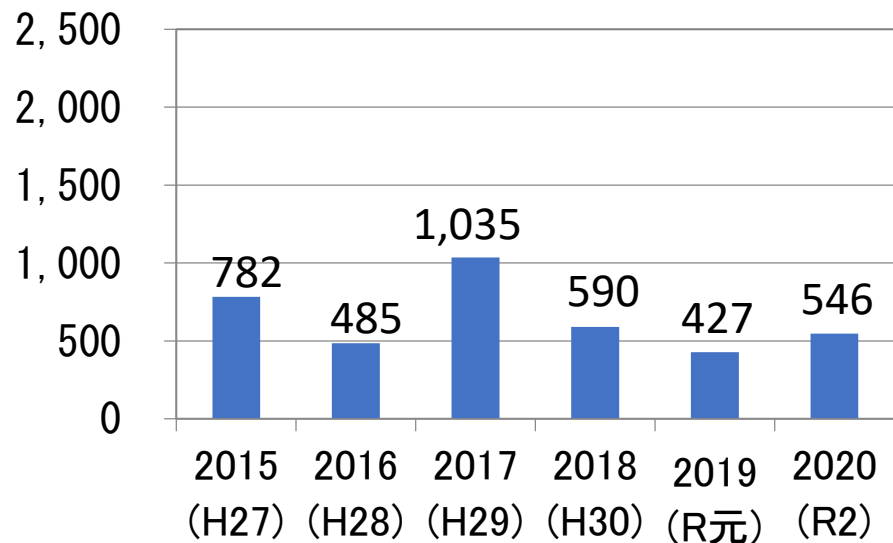
肝炎治療受給者認定数の推移

【単位：人】



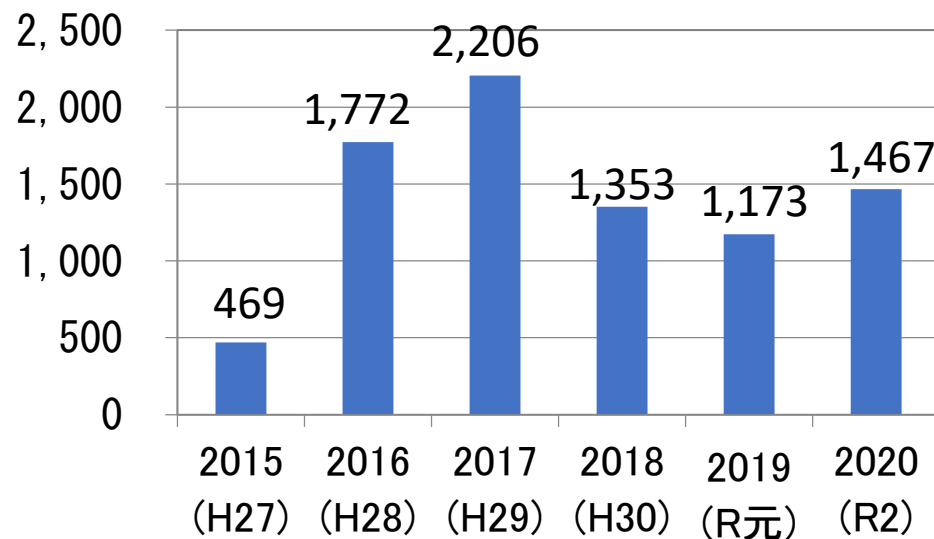
県が指定医療機関等に委託している
肝炎ウイルス検査数の推移

【単位：人】



職域肝炎ウイルス検査 個人負担
分の費用助成数の推移

【単位：人】



上記の他、市町村が医療機関に委託して実施する検査、市町村が健康増進事業として実施する肝炎ウイルス検査、職域での検診、妊婦健診、手術前検査で肝炎ウイルス検査が行われている。

令和3年度肝炎関係制度の改正等について

1 青森県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 令和3年4月からの変更点について

	改正前	令和3年4月～改正後
対象治療	入院治療 (要綱に規定がある医療行為)	入院治療 及び 通院治療費 (外来診療費+薬剤に係る費用)
対象月数	過去1年間で高額療養費の 限度額を超えた月が <u>4月目</u> 以降を助成対象	過去1年間で高額療養費の 限度額を超えた月が <u>3月目</u> 以降を助成対象 ※

※ 例えば、令和4年4月分が高額療養費該当月であり助成を受けたい場合は
令和4年4月から起算した過去11ヶ月(令和3年5月から令和4年3月)で既に、高額療
養費該当月が2回以上あることが必要。その他、本事業の参加者証の手続きが必要
となる。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における 入院関係医療の範囲

肝がん・重度肝硬変 入院関係医療

【肝臓移植の取扱い】

肝臓移植を受けた場合、肝がん・重度肝硬変は一旦は治癒したと考えられます。そのため、肝臓移植を受けた月の翌月以後は入院医療と認められません。ただし、肝臓移植後に肝がんを再発した場合は、再発以後の月についても入院医療として認められます。

①肝がん・重度肝硬変入院医療

肝がん及び重度肝硬変の治療目的の入院と判断するための医療
(実務上の取扱い 別添3)

肝がんの例)

手術：肝切除術、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、血管塞栓術等
薬剤等：化学療法剤（ミリプラチン、ソラフェニブ等）
鎮痛薬（モルヒネ等）

重度肝硬変の例)

手術：食道・胃静脈瘤手術、内視鏡的胃・食道静脈瘤結紮術等
薬剤等：肝性浮腫・腹水、難治性腹水等の病名があり、トルバプタン等を使用している場合
肝性脳症の病名があり、慢性肝障害時における脳症の改善の効能効果を有する薬剤を使用した場合

②肝がん・重度肝硬変の治療に関連する入院医療

肝がん・重度肝硬変入院医療を受けるために必要となる検査料、入院料
その他当該医療に関係する入院医療で保険適用となっているもの

例) 入院基本料、血液検査、画像検査（腹部超音波、CT/MRI検査等）、
病理検査、薬剤管理料、等

③それ以外の入院医療

肝がん・重度肝硬変入院医療（①）および肝がん・重度肝硬変の治療に
関連する入院医療（②）ではない医療

例) 骨折、肺炎等、肝がん・重度肝硬変と無関係の疾患に対する医療
保険診療外の医療

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における 外来関係医療の範囲

肝がん外来関係医療

①肝がん外来医療

「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」に係るもの
(実務上の取扱い 別添4)

②肝がん外来医療に関連する外来医療

肝がん外来医療を受けるために必要となる検査料、
その他当該医療に関係する外来医療で保険適用となっているもの

例) 初診料、血液検査、画像検査（腹部超音波、CT/MRI検査等）、
病理検査、薬剤管理料、等

③それ以外の外来医療

肝がん外来医療（①）及び肝がん外来医療に関連する外来医療（②）
ではない医療

例) 骨折、肺炎等、肝がん・重度肝硬変と無関係の疾患に対する医療
保険診療外の医療

令和3年度肝炎関係制度の改正等について

2 青森県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実績

	令和2年度(改正前)	令和3年4月～12月(改正後)
認定数	1人	9人
助成件数	1件	10件(通院) 3件(入院)

課題	方向性
<p><u>制度の周知のほか、「医療記録票」手続きが複雑である。</u></p> <p><u>医療機関窓口においても扱いづらい制度となっている。</u></p>	<p>国主催の肝炎対策地域ブロック会議、肝炎対策推進協議会においても、出席者から制度が複雑であるとの意見が上がっている。</p> <p>現在、国においても課題は認識しており、今後、検討していくこととされている。</p>

厚生労働省から 肝炎対策基本法の 基本指針の改正について①

主な改正の内容（案）

厚生労働大臣は法第9条第5項において5年毎に検討を加え、必要に応じて改正をすることとされている。

項目	ポイント
肝炎の予防及び肝炎医療の推進の <u>基本的な方向</u>	B型肝炎に対する根治薬の開発及びC型肝炎の抗ウイルス薬療法の活用により、「 <u>肝炎の完全な撲滅</u> 」を目指す
<u>適切な肝炎医療の推進</u>	拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図る必要がある。国は、ICTの活用等による地域連携の強化に向けた <u>研究を推進する</u>
肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	国及び地方公共団体は、拠点病院の協力を得ながら、 <u>診療所等も含めた医療機関</u> に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する
肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	都道府県は、 <u>市区町村と適切な情報交換を行うとともに、医療機関及び保険者等の地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら</u> 、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある

厚生労働省から 肝炎対策基本法の 基本指針の改正について②

主な改正の内容（案）

厚生労働大臣は法第9条第5項において5年毎に検討を加え、必要に応じて改正をすることとされている。

項目	ポイント
肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	国は、抗ウイルス療法に対する肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、 <u>初回精密検査・定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の利用が促進されるよう、より効果的な周知の方策について引き続き検討を行う。</u>
肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、 <u>地域の実情に応じてICTの活用等必要な取組を検討し、適切な相談体制の整備を図る。</u>
肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、 <u>肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。</u>